

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）6月13日（諮問第35号）

答申日：令和8年（2026年）5月22日（答申個第30号）

事案名：別件行政文書開示請求の事務処理等に係る保有個人情報の開示決定に関する件  
（保有個人情報の特定）

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、別件行政文書開示請求の事務処理等に係る保有個人情報につき、令和7年（2025年）1月20日に行った開示決定のうち、実施機関の保有個人情報の特定（業務記録に係る部分に限る。）は妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和7年（2025年）1月7日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の自己を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

審査請求人による令和6年（2024年）12月2日付けの行政文書開示請求書受付から、令和6年（2024年）12月27日付けの補正通知書送付に関する業務までの、県政情報文書課内における協議／承認／事務処理等、及び担当課／審査請求人／その他関連部署間における連絡（メール等を含む）／確認／事務処理等に関する文書（補正通知書を含む）の全て

- 2 令和7年（2025年）1月20日、実施機関は本件請求に係る保有個人情報を含む行政文書として、令和6年（2024年）12月2日付け行政文書開示請求書、令和6年（2024年）12月27日付け補正通知書に係る起案文書一式及びメール4通を特定し、その全部を開示する開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和7年（2025年）2月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）6月13日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づ

き、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

- 5 なお、本件請求に先立って、審査請求人により令和6年（2024年）12月2日付けの行政文書開示請求（以下「別件請求」という。）が行われ、実施機関により令和6年（2024年）12月27日付けで補正通知書の送付が行われた。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が開示請求する保有個人情報について、正しい全開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) メールについて

県政情報文書課と審査請求人との連絡だけでも、メール3通（令和6年（2024年）12月25日午前10時8分（以下「メール①」という。）、令和6年（2024年）12月26日午後2時36分（以下「メール②」という。）及び令和6年（2024年）12月27日午前8時1分（以下「メール③」という。））が含まれておらず、本件処分の保有個人情報の特定は妥当でない。

##### (2) 業務記録について

以下の対応7件は、業務記録があつて然るべきと考える。

ア 県政情報文書課が、別件請求の対象文書を保有すると思われる所属に連絡したこと（以下「対応ア」という。）。

イ 県政情報文書課が、商工政策課から「審査請求人により、別件請求の内容が企業誘致に関する情報に限定された」旨の報告を受けたこと（以下「対応イ」という。）。

ウ 県政情報文書課が、企画課、環境保全課及び企業立地課に、イの報告内容を連絡したこと（以下「対応ウ」という。）。

エ 審査請求人が、企画課から別件請求に係る行政文書の開示を受けたが、企業誘致に関する情報に限定されていたため、当該行政文書の写しの交付は受けず、企業誘致に関する情報に限定せずに文書の特定をやり直すことになったこと（以下「対応エ」という。）。

オ 審査請求人が、県政情報文書課に「環境保全課は、別件請求の内容が企業誘致に関する情報に限定されたと勘違いしている」旨を電話で報告したこと（以下「対応オ」という。）。

カ 審査請求人からの「企画課、環境保全課、商工政策課及び企業立地課からの別件請求に係る行政文書の写しの交付は、1枚のCD-Rにまとめてほしい」という依頼のメールに対して、県政情報文書課が「とりまとめは行わない」と回答したこと（以下「対応カ」という。）。

キ 県政情報文書課が、審査請求人からの「別件請求の対象文書を保有する所属はまだ増えるか」という質問のメールに回答しなかったこと（以下「対応キ」という。）。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明書

###### (1) メールについて

審査請求人が「メール3通が含まれていない」旨主張することについては、本件請求が補正通知書の施行に関連した保有個人情報の開示を求めているものと判断し、対象に含めなかった。

審査請求人の主張を認め、審査請求の主張するメール3通（メール①ないしメール③）に加えて、メール2通（令和6年（2024年）12月24日午前9時31分（以下「メール④」という。）、令和6年（2024年）12月25日午後5時31分（以下「メール⑤」という。））を追加で特定し、全部開示決定を行う。

###### (2) 業務記録について

審査請求人が「対応7件の業務記録があつて然るべき」旨主張することについて、対応アないしウ及びオは、いずれも対面又は電話により口頭で行われたものであり、行政文書を作成していない。

対応エは、審査請求人と企画課で対応されたものであり、県政情報文書課は同席しておらず、行政文書を作成又は受領していない。

対応カは、県政情報文書課から審査請求人にメール④を送信したが、当該メール以外に行政文書を作成していない。なお、当該メールは、審査請求人の主張を認め、改めて全部開示決定を行う。

対応キは、別件請求に関する審査請求人の質問への対応として、令和6年（2024年）12月27日付け補正通知書を発出した。そのため、補正通知書に係る起案文書一式が、県政情報文書課の対応に係る行政文書に該当する。

よって、対応キは本件処分で既に関示しているため、審査請求の理由がない。それ以外の対応アないしカは、業務記録が存在する旨の審査請求人の主張は認められない。

## 2 説明聴取

### (1) 対応アについて

通常、行政文書開示請求書を受け付けた後、開示決定等の事務を行うべき所属（以下「担当所属」という。）に割り振る事務手続は、行政文書を作成せずに口頭で行っている。具体的には、開示請求された行政文書を保有していると考えられる所属に電話連絡して確認し、合っていれば、開示請求書原本を当該所属に渡している。異なっていれば、別の所属に順次電話確認を行っている。

その理由は、開示請求書の割振りそのものが実施機関としての最終的な意思決定ではないこと、請求内容から担当所属がおおむねすぐに特定できることから、行政文書を作成する必要がない一方で、開示決定等までの時間が限られていること、開示請求件数が多いことから、速やかに割り振る必要があるためである。

別件請求も同様の対応を行ったため、行政文書を作成していない。

### (2) 対応イについて

通常、担当所属と開示請求者との間で、請求内容の一部変更があった場合、担当所属から県政情報文書課には連絡がないことがほとんどである。また、連絡がある場合は、口頭で行われる。

その理由は、当該変更が、対象文書の特定及び開示決定等通知書への記載内容に影響するところ、いずれも担当所属で行われることから、ほとんどの場合、県政情報文書課に連絡する必要がないためである。また、連絡があっても口頭で行われるのは、当該変更内容を他の担当所属に共有する必要がある場合だが、あくまで当該変更内容を伝えるだけであり、かつ、開示決定等までの時間が限られているためである。

本件請求においても、県政情報文書課は商工政策課から電話で速やかに連絡を受けたものであり、行政文書を作成又は取得していない。

### (3) 対応ウについて

通常、特定の担当所属と開示請求者との間で、請求内容の一部変更があった場合、県政情報文書課から他の担当所属には、行政文書を作成せずに電話で速やかに連絡を行っている。

その理由は、あくまで当該変更内容を伝えるだけであり、かつ、開示決定等までの時間が限られているためである。

別件請求も同様の対応を行ったため、行政文書を作成していない。

### (4) 対応カについて

通常、開示請求者から行政文書の交付手続に関する問合せのメールがあった場合、回答内容が明確であれば、逐一書面で意思決定を行う必要がないため、行政文書を作成せずに口頭で回答方針の確認のみを行い、メールで回答してい

る。

別件請求も同様の対応を行ったため、回答したメール④の他に行政文書を作成していない。

#### (5) 対応キについて

「経済産業省とのやり取りに関する記録」という別件請求は、多数の所属が膨大な量の行政文書を保有するもので、審査請求人による行政文書の特定が不十分であった。

そのため、「別件請求の対象文書を保有する担当所属はまだ増えるか」という審査請求人からの問合せのメール①に直接回答することはできなかった。

別件請求に係る担当所属を明確にするためにも、まずは審査請求人による請求内容の補正が必要であったため、令和6年(2024年)12月27日付け補正通知書を発出したものである。すなわち、当該補正通知書が、審査請求人からの問合せに対する応答であった。

#### (6) 本件請求に係る保有個人情報の検索について

執務室及び同フロアの県政情報文書課所管の書庫の紙ファイルや所属の共有ハードディスク、メールボックスを搜索したが、本件処分及び弁明書で特定したものの他に、本件請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認している。

なお、弁明書においてメール5通(メール①ないしメール⑤)を追加で特定したのは、本件請求内容の解釈の相違が理由であって、搜索に問題はなかった。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、実施機関による保有個人情報の特定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) 保有個人情報の特定について

本件請求保有個人情報は、別件請求について特定期間に県政情報文書課が審査請求人に対応した際の業務記録等であると解される。

#### (2) 本件処分における文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件請求に係る保有個人情報の正しい特定を求めている。

この点につき、実施機関の説明によれば、執務室内外の紙ファイルや共有ハードディスク、メールボックスを搜索したが、本件処分及び弁明書で特定したものの他に、本件請求保有個人情報は発見されなかったとのことだった。

ところで、審査請求人は、メール3通(メール①ないしメール③)が特定さ

れていないと主張している。この点につき、実施機関は弁明書において、これらを含むメール5通（メール①ないしメール⑤）を追加で特定することとしており、その後、審査請求人から反論等も行われていない。よって、審査請求人と実施機関との間で争いがないたため、当該主張について、当審議会は判断しないこととする。

また、審査請求人は第3の2（2）のとおり、対応アないしキの業務記録があつて然るべきと主張している。この点につき、対応アないしウ、オ及びカについて、実施機関における通常の実施状況及びその理由に照らせば、行政文書を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。また、対応エについて、実施機関の説明によれば、審査請求人と企画課で対応されたものであり、県政情報文書課は同席していないとのことであった。このことは、審査請求人も「企画課受取未遂（中略）上記を審査請求人が県政情報文書課に報告」と記載していることから、争いはないものと認められる。そうであるならば、県政情報文書課において対応エに係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。さらに、対応キについて、審査請求人からの質問に対し、実施機関は令和6年（2024年）12月27日付け補正通知書で応答しており、当該補正通知書に係る起案文書一式を本件処分において特定していることが認められる。

これらを検討するに、実施機関の検索が十分に行われていること、業務記録があつて然るべきという審査請求人の主張には理由がないこと、他に保有個人情報存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関における保有個人情報の特定は妥当であったと認められる。

#### （4）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の判断に影響しない。

## 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 6月13日	・ 諮問（第35号）
令和8年（2026年） 3月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 4月28日	・ 実施機関からの説明聴取、審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委員 齊藤 信子

委員 関 智弘